



## 河川堤防の刈草はいかがですか？

### ～堤防除草で発生する刈草を無償で提供します～



国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の方に無償で提供します。



岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ支川の砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約3百万m<sup>2</sup>になります。

堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

今回、2回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償で提供します。(詳細は下記URLを参照)  
※一関出張所へ申し込みが必要です。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO<sub>2</sub>の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

※応募方法については、下記のHPよりご覧下さい。

[http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/72247\\_1.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/72247_1.pdf) 問い合わせ先: 一関出張所 TEL 0191-23-2435

◆編集後記◆今週の日曜日は、北上川流域交流「Eボート大会」が一関市川崎町(北上大橋付近の北上川)で開催されます。白熱したレースがみられます。興味のある方は、ぜひお越し下さい。(よ)



## 胸に刻もう

## 『カスリン・アイオン台風70年』

～風化させない歴史とつなげる未来～